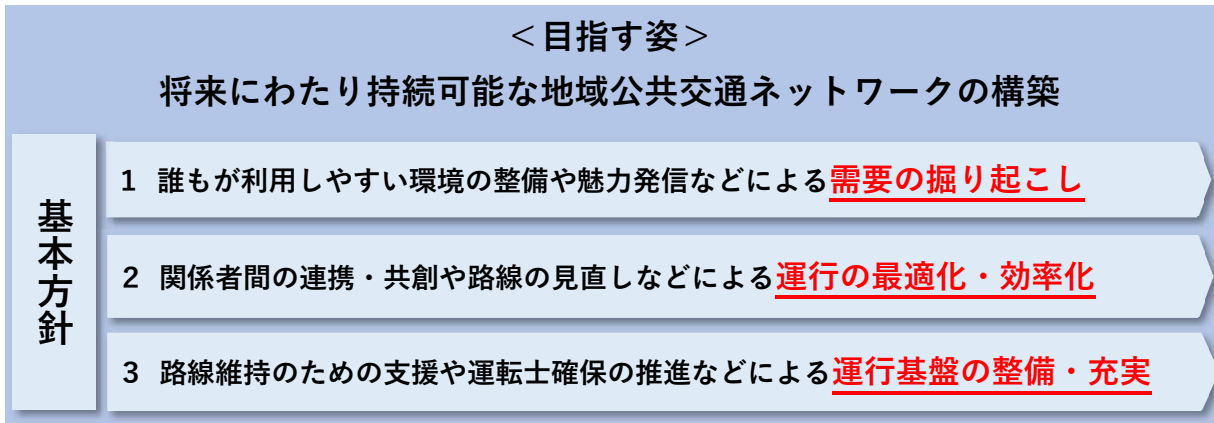


第3章 基本方針及び計画の目標

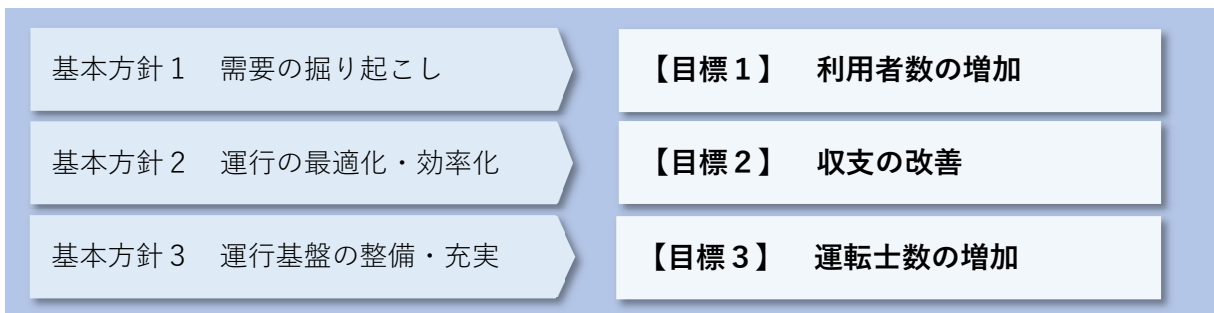
3-1 目指す姿と基本方針

第2章で整理した内容及び関連計画を踏まえ、地域公共交通に関する本県の目指す姿と基本方針を以下のとおり定めます。



3-2 計画の目標

本県の目指す姿や基本方針を踏まえ、計画の目標及び指標を以下のとおり定めます。



指標		現状	目標値	目標設定の考え方等
指標1	広域的なバス利用者数	232.3万人 (R4)	320万人	いずれもコロナ禍前である令和元年度の 数値を目標値とし、計画期間（令和10年度 まで）のなるべく早期に達成し、その後、 維持できるよう取り組む。 【各指標の令和元年度の数値】 利用者数：324.4万人 収支率：60.2% 財政負担：約2.6億円 運転士数：319人
指標2-1	広域的なバスの収支率	50.8% (R4)	60.0%	
指標2-2	広域的なバスの運行に 対する県の財政負担	2.4億円 (R4)	コロナ禍前 (R元)の水準 を上回らない	
指標3	乗合バスの運転士数 (正規職員)	272人 (R3)	320人	

※「広域的なバス」は、地域間幹線バス及び広域的コミュニティバス（評価にあたっては、今後、利用促進等により黒字化が図られ、地域間幹線でなくなった路線も含める）。

※「広域的なバスの運行に対する県の財政負担」は、地域間幹線バスの運行に対する国との協調補助額及び広域的コミュニティバスの運行に対する市町村への支援額の合計。

3-3 関係者の役割分担

目指す姿の実現、目標の達成に向け、各主体が果たすべき役割を以下のとおり整理します。

関係主体	役割	参照法令
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な観点から、地域公共交通の活性化及び再生の取組に主体的・主導的に取り組む。 ○ 国と連携し、市町村等を中心とした地域の関係者が行う地域公共交通の活性化等に必要な支援、人材育成、情報提供、助言等に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第2項 ・基本方針八1(2)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のニーズをきめ細かく把握し、地域にとって最適な公共交通のあり方について、自らが中心となり、また、他市町村や県と連携し、関係者等と検討、合意形成を図るとともに、合意がなされた取組の実施に向けて、関係者と連携しつつ、主体的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第3項 ・基本方針八1(3)
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会等における協議に積極的に参画し、利用者の視点に立って地域において合意がなされた取組を着実に実施する。 ○ 自ら又は他の公共交通事業者と連携して、引き続き安全面に十分留意しながら、提供する運送サービスの質の向上に努める。 ○ 地域公共交通のあり方の検討に必要な情報・データを個人情報の保護等に配慮しつつ、積極的に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第4項 ・基本方針八1(4)
住民利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運送サービスを利用するという受け身の立場だけでなく、地域の関係者の一員として、主体的に、地域公共交通の活性化等に向けた検討に参加する。 ○ 公共交通の積極的な利用や住民間における公共交通の利用促進についての意識醸成等、公共交通を支える取り組みを行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策基本法第11条 ・基本方針八1(5)
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の関係者が一体となって行う地域公共交通の活性化等を推進するため、以下に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の取組に対する財政的支援 ・人材育成及び情報提供 ・技術開発の推進 ・安全の確保 ・関係者相互間の連携と共同の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第4条第1項 ・基本方針八1(1)

※基本方針：地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（令和5年10月1日施行）